

災害時における県有施設の応急対策に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と協同組合岡山県管事業協会（以下「乙」という。）は、災害時における県有施設に係る給排水設備の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模な災害により、別表に掲げる県有施設の給排水設備（以下「本件給排水設備」という。）に被害が発生した場合の応急対策に関し、必要な事項を定める。

（応急対策の内容）

第2条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）本件給排水設備に関する被害の調査及び点検

（2）本件給排水設備に関する機能不良箇所の応急復旧

ただし、応急復旧とは、当該施設を使用上支障ない程度に回復させることを指し、本格的な復旧工事は含まない。

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする本件給排水設備に関する応急対策（協力要請）

甲は、前条に規定する応急対策を乙に要請する場合は、「応急対策協力要請書」（別紙様式1）により、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合は、電話又は口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（4）応急対策を必要とする施設名及びその所在地

（5）被害の状況

（6）前条第3号の応急対策の内容

（7）監督員

（8）（この責務）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けた場合は、直ちに乙の所属組合員のうち第2条に規定する応急対策（以下「本件応急対策」という。）に協力する会社（以下「協力会社」という。）による支援体制を確立し、甲の指示に基づいて本件応急対策を実施するものとする。

2 乙は、本件応急対策に係る工事の実施に当たり、当該工事の現場に現場代理人、主任技術者を配置する。

3 乙は、乙の所属会員のうち本件応急対策に携わる会員の連絡網を毎年5月末日までに、甲に対して報告するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、本件応急対策が完了したときは、甲に対して応急対策実施報告書（別紙様式2）により、速やかに次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合は、電話又は口頭により報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（1）応急対策を実施した施設名及びその所在地並びに当該応急対策の内容

（2）協力会社の要した人員、期間並びに資機材等の種類及び数量等

（3）工事見積書（内訳書）

（4）工事図面

（5）その他必要な事項

（検査及び費用の負担）

第6条 甲は、岡山県工事検査規程(昭和41年岡山県訓令第16号)に基づく検査の後、協力会社が本件応急対策に要した経費を負担するものとする。

2 甲が負担する額については、乙から提出された応急対策実施報告書(別紙様式2)に基づき、甲の積算により算出し、別途、協力会社と随意契約による工事請負契約を締結するものとする。

(損害の補償)

第7条 第4条の規定により本件応急対策の業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)等が適用される場合は、甲はこれらの関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

2 甲は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額については補償を行わない。

(1) 本件応急対策の業務に従事した者が、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合受けることができる給付又は補償の額

(2) 当該損害について、乙又は本件応急対策の業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額

(連絡担当窓口)

第8条 この協定に関して、甲及び乙は、あらかじめそれぞれ連絡担当窓口を定めておくものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

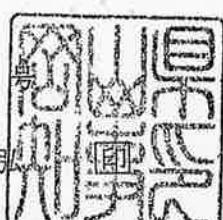
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年1月30日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 石井 正弘



乙

岡山市東古松五丁目5番2号

協同組合岡山県管事業協同組合

理事長 田中 一郎



り後、

別表（第1条関係）

2) に
を締結

ること
場合に
年法律
よりそ

規定に

法律第
きる場

損害保
険給付

受ける

ておく

は、甲

乙が文

自1通



| | 施設名 | 所在地 |
|----|----------------------|---------------|
| 1 | 県庁舎 | 岡山市内山下2-4-6 |
| 2 | 備前県民局庁舎 | 岡山市弓之町6-1 |
| 3 | 備前県民局第二庁舎(岡山保健所) | 岡山市吉京町1-1-17 |
| 4 | 備前県民局東備支局庁舎 | 和気郡和気町和気487-2 |
| 5 | 備前県民局東備支局第二庁舎(東備保健所) | 備前市東片上213-1 |
| 6 | 備中県民局庁舎 | 倉敷市羽島1083 |
| 7 | 備中県民局第二庁舎(倉敷保健所) | 倉敷市羽島1083 |
| 8 | 備中県民局井笠支局庁舎 | 笠岡市六番町2-5 |
| 9 | 備中県民局井笠支局第二庁舎(井笠保健所) | 笠岡市六番町2-5 |
| 10 | 備中県民局高梁支局庁舎 | 高梁市落合町近似286-1 |
| 11 | 備中県民局高梁支局第二庁舎(高梁保健所) | 高梁市落合町近似286-1 |
| 12 | 備中県民局新見支局庁舎 | 新見市高尾2400 |
| 13 | 備中県民局新見支局第二庁舎(新見保健所) | 新見市新見2056-1 |
| 14 | 美作県民局庁舎 | 津山市山下53 |
| 15 | 美作県民局第二庁舎(津山保健所) | 津山市椿高下114 |
| 16 | 美作県民局真庭支局庁舎 | 真庭市勝山591 |
| 17 | 美作県民局真庭支局第二庁舎(真庭保健所) | 真庭市勝山620-5 |
| 18 | 美作県民局勝英支局庁舎 | 美作市入田291-2 |
| 19 | 美作県民局勝英支局第二庁舎(勝英保健所) | 美作市入田291-2 |

別紙様式1（第3条関係）

(管事業協会用)

応急対策協力要請書

第 号
年 月 日

協同組合岡山県管事業協会理事長 殿

岡山県知事

印

平成21年 月 日付けで締結した災害時における県有施設の応急対策
 に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。
 記

1 応急対策を必要とする施設名及びその所在地

(1) 施設名

(2) 所在地

2 被害の状況

3 その他必要とする対策

4 監督員

| 区分 | 監督員 |
|-----|-----|
| 所 属 | |
| 氏 名 | |
| 連絡先 | |

会用)

別紙様式2 (第5条、6条関係)

(管事業協会用)

応急対策実施報告書

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

協同組合岡山県管事業協会理事長 印

平成21年 月 日付けで締結した災害時における県有施設の応急対策の協力に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

策

1 応急対策を実施した施設名及びその所在地並びに当該応急対策の内容

(1) 施設名

(2) 所在地

(3) 応急対策の内容

2 協力会社の要した人員、期間並びに資材等の種類及び数量等

(1) 協力会社名

(2) 人員

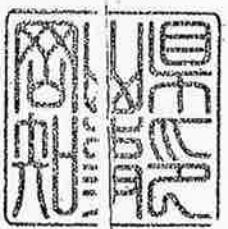
(3) 期間

(4) 資機材等の種類及び数量等

3 工事見積書(内訳書)

4 工事図面

5 その他必要な事項



変更協定書

岡山県（以下「甲」という。）と協同組合岡山県管事業協会（以下「乙」という。）とは、平成21年1月30日に締結した災害時における県有施設の応急対策に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

（別表の変更）

第1条 原契約別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

| | 施設名 | 所在地 |
|----|------------------|-----------------|
| 1 | 県庁舎 | 岡山市北区内山下2丁目4番6号 |
| 2 | 備前県民局庁舎 | 岡山市北区弓之町6-1 |
| 3 | 備前県民局古京庁舎（備前保健所） | 岡山市中区古京町1-1-17 |
| 4 | 備前県民局東備地域事務所庁舎 | 和気郡和気町和気487-2 |
| 5 | 備中県民局庁舎 | 倉敷市羽島1083 |
| 6 | 備中県民局第二庁舎（備中保健所） | 倉敷市羽島1083 |
| 7 | 備中県民局井笠地域事務所庁舎 | 笠岡市六番町2-5 |
| 8 | 備中県民局井笠地域事務所第二庁舎 | 笠岡市六番町2-5 |
| 9 | 備中県民局高梁地域事務所庁舎 | 高梁市落合町近似286-1 |
| 10 | 備中県民局高梁地域事務所第二庁舎 | 高梁市落合町近似286-1 |
| 11 | 備中県民局新見地域事務所庁舎 | 新見市高尾2400 |
| 12 | 美作県民局庁舎 | 津山市山下53 |
| 13 | 美作県民局第二庁舎（美作保健所） | 津山市椿高下114 |
| 14 | 美作県民局真庭地域事務所庁舎 | 真庭市勝山591 |
| 15 | 美作県民局勝英地域事務所庁舎 | 美作市入田291-2 |
| 16 | 美作県民局勝英地域事務所第二庁舎 | 美作市入田291-2 |

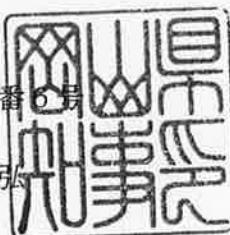
（効力発生日）

第2条 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を原協定書とともに保有するものとする。

平成21年 9月10日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 石井正弘



乙 岡山市北区東古松五丁目5番23号
協同組合岡山県管事業協会
理 事 長 因口誠

